

県税事務所



(同意書取得)

② 情報提供

① 相談

③ ★のとおり

県税納税者
(生活困窮者)

③ ★のとおり

自立相談支援機関



★情報提供後の対応

(自立相談支援機関)

相談の結果必要な場合は、生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施その他の支援を行う。

(県税事務所)

自立相談支援機関が支援する場合、連携・協議のうえ、必要に応じて、地方税法に基づく納税の猶予等を行う。

県税事務所



(同意書取得) 自立相談支援機関

② 情報提供

③ ★のとおり

生活困窮者
(県税納税者)

① 相談

③ ★のとおり

